

# 学校いじめ防止基本方針（令和7年7月改定）

徳島県立つるぎ高等学校

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」との認識を共有させ、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの生徒にもどの学校でも起こりうる問題であり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の生命や尊厳が守られるよう未然防止のために、全教職員が一丸となって取り組む。
- (3) ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (5) より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようするため学校と家庭、地域が組織的に連携するなど相談体制を構築する。
- (6) いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、日頃から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

## 2 学校いじめ対策組織

### (1) 組織の構成

管理職、生徒指導課長、保健厚生課長、人権教育課長、各科長、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、生徒指導課員により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、特別支援教育コーディネーター、副担任等、生徒が相談しやすい教職員を組織員に追加する。また、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する専門機関及び有識者等の助言を得る。

### (2) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画を策定し、その実施にあたり、検証・修正を行う。
- ② 生徒・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③ いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有や関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制の強化、対応方針の決定と保護者との連携を行う。

## 3 教育相談体制

- (1) 教員と生徒及び保護者、さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定して、生徒はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 生徒や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

## 4 いじめの未然防止のための取組

### (1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない行為」との強い認識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 全ての生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑦ ホームルーム活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑧ スマートフォン等の正しい利用方法やインターネットの危険性について理解させ「スマホ・ネット安全教室」の実施を促進し、情報モラル教育の充実を図る。具体的には、インターネット上で他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを生徒に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。

保護者に対しても、インターネット上の書き込みやSNSのトーク等がいじめの温床となる危険性があることや、フィルタリングの利用促進等について広報や啓発に取り組む。

- ⑨ 生徒会活動などにおいて、「人権（いじめ防止）委員会」を設置し、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題へ取り組む活動の推進を図る。
- ⑩ 生徒の言葉や態度等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑪ 教職員の言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払う。
- ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑬ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、生徒の行動や交友関係を把握し適切に対応する。
- ⑭ いじめ防止等のための専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。

### (2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で生徒にその内容を十分に説明し、保護者や地域住民に積極的に周知する。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。また、いじめを受けた生徒や保護者の意向、学校の状況等を踏まえながら、必要に応じて警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ③ PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けたり、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用したりするなど、いじめの根絶に向けて地域や家庭と連携した対策を推進する。

## 5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている生徒を全力で守りぬくことを明らかにし、生徒や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談ができるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- (3) 全生徒を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的（6月、9月、12月）に実施することに加え、1人1台端末等を活用した個別面談やアンケート等から、生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、生徒からの相談に対しては迅速に対応する。いじめの認知については、学校いじめ対策組織において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。特に、ケンカやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 生徒に絶えず声かけを行い、生徒が日常使っている言葉や態度等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を密にとる。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに県教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。
- (9) 夜間・休日を含めいつでもいじめ等の悩みを相談することができるよう「24時間子どもSOSダイヤル」や「いじめホットライン」等生徒の相談窓口を集約し、学校や家庭に周知する。

## 6 いじめへの対処

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 学校いじめ対策組織（人権教育推進委員会・いじめ防止委員会）において、速やかに関係生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、いじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、全教職員の共通理解を図るとともに、被害生徒の人権を最大限尊重することを念頭において問題解決にあたる。
- ④ いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

### (2) いじめられた生徒、保護者への支援

- ① いじめられた生徒を徹底して全力で守りぬき、本人や保護者に必要な情報を提供するとともに、要望や相談には適切に対応する。
- ② いじめられた生徒が安心して登校できる体制を構築し、その精神的ケアに全力で取り組む。
- ③ 担任を中心として、複数教員による家庭訪問を積極的に行い、本人や保護者との信頼関係及び協力体制の充実を図る。
- ④ 必要に応じ、スクールカウンセラーの活用等、専門機関及び有識者等による継続的な心のケアに取り組む。
- ⑤ 特に配慮が必要な生徒の指導については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### **(3) いじめた生徒への指導と保護者への助言**

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促し、いじめの背景、行為に対する責任を明確にし、再発防止の徹底を図る。
- ② 担任をはじめ、学年主任、生徒指導課等を中心として、その方向性を共有し、全教職員で指導にあたる。また、複数教員での家庭訪問を行い、保護者に説明し、理解と協力を求める。
- ③ いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。

### **(4) 他の生徒への指導**

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない行為」との意識を徹底させる。
- ③ 生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取り組み促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

### **(5) 教育委員会等への報告と連携**

いじめを認知した場合は、校長が速やかに県教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールプロフェッサー等の派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

### **(6) 関係機関への相談・通報**

生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、次のとおり対応する。

- ① 恐喝、暴行、傷害、わいせつ事案等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察、弁護士（スクールロイヤー）に相談し、連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

### **(7) いじめの解消に向けた取組**

- ① いじめ・暴力行為等に対して、県警察本部、県教育委員会が問題に応じて関係機関（児童相談所、所轄警察署、青少年育成センター等）と連携して必要な指導、助言等をいただき、問題解決に取り組む。
- ② 法律の専門家である弁護士（スクールロイヤー）を派遣してもらい、専門的知識や経験に基づき、法的側面から適切な指導方法及び対応方法等についても指導、助言等をいただき、問題解決に取り組む。
- ③ いじめは単に、謝罪を持って安易に解消することはできない。「いじめが解消している」状態であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く見守る。いじめに係る行為が止んでいる期間が、少なくとも3ヶ月間を目安とし見守る。いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であれば、より長期の期間を設定して見守ることとする。
- ④ いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。学校いじめ対策組織はいじめを受けた生徒本人及びその保護者に対して面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。
- ⑤ いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも着目し、当該生徒の安心・安全に配慮するとともに健全な人格の発達を促すため、必要に応じて専門的見地からの分析・助言等を踏まえ指導を行う。また、保護者に対しては、正確に情報を伝えて理解を得るよう努力する。

## 7 校内研修

いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。校内研修（事例研究やロールプレイ）の計画を作成し、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行い、全教職員の共通認識を図る。

## 8 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合は、学校は県教育委員会を通じて知事に報告する。
- (2) 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。
- (3) いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるととき、重大事態として直ちに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会と連携して対処する。
- (4) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

## 9 取組の評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日常の生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。加えて、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、結果を踏まえてその改善に取り組む。

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) P D C A サイクルの考え方従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

## 10 年間計画（いじめ防止プログラム）

### 年間目標

- ・基本的人権を尊重し、自らを律しつつ、他の人とともに協調し、他の人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性を育む教育を推進する。
- ・学習指導や進路指導を充実させ、お互いを認めあえる人間関係や集団づくりを構築し、生徒が自己有用感を持つことにより、いじめの未然防止を図る。
- ・教職員の研修をとおして、いじめについて共通理解、生徒の状況等の情報共有や組織として取り組む体制づくりを図る。

月	内 容	対象者	担 当
4月	学校基本方針の説明、共通理解 指導体制や指導計画の公表・周知 登下校指導 携帯電話安全教室 個人面談 人権の日①	教職員 教職員・生徒・保護者 全校生徒 全校生徒 全校生徒 教職員・全校生徒	生徒指導課 生徒指導課 生徒指導課 生徒指導課 各学級担任 人権教育課
5月	P T A 総会 人権HR活動① 人権教育職員研修会① 登下校指導（列車指導含） 通学生集会 教育相談週間	保護者 全校生徒 教職員 全校生徒 全校生徒 全校生徒	教頭・総務課 人権教育課 人権教育課 生徒指導課 生徒指導課 保健厚生課
6月	いじめ等アンケート調査①（分析） 教育相談アンケート調査①（分析） 登下校指導 全校集会 人権HR活動②、人権の日②	全校生徒 全校生徒 全校生徒 全校生徒 全校生徒	生徒指導課 保健厚生課 生徒指導課 生徒指導課 人権教育課
7月	登下校指導 人権教育講演会、人権の日③ 人権教育職員研修会② 全校集会 三者面談 1学期取組点検・評価・改善	全校生徒 全校生徒 教職員 全校生徒 全校生徒 教職員（生徒指導課）	生徒指導課 人権教育課 人権教育課 特別活動課 各学級担任 生徒指導課
8月	校外巡視指導 三者面談	全校生徒 全校生徒	生徒指導課 各学級担任
9月	いじめ等アンケート調査②（分析） 登下校指導 全校・学年集会 人権の日④	全校生徒 全校生徒 全校生徒 全校生徒	生徒指導課 生徒指導課 特別活動課・各学年団 人権教育課
10月	校外清掃奉仕活動 登下校指導・列車指導 夜間合同補導 人権HR活動③ 人権教育職員研修会③ 教育相談週間	有志生徒 全校生徒 全校生徒 全校生徒 教職員 全校生徒	特別活動課 生徒指導課 生徒指導課 人権教育課 人権教育課 保健厚生課
11月	教育相談アンケート調査②（分析） 登下校指導 通学別集会 全校集会 人権HR活動④、人権の日⑤ 人権教育職員研修会④	全校生徒 全校生徒 全校生徒 全校生徒 全校生徒 教職員	保健厚生課 生徒指導課 生徒指導課 特別活動課 人権教育課 人権教育課

12月	いじめ等アンケート調査③（分析） 登下校指導 携帯電話安全教室 人権の日⑥ 2学期取組点検・評価・改善	全校生徒 全校生徒 全校生徒 全校生徒 教職員（生徒指導課）	生徒指導課 生徒指導課 生徒指導課 人権教育課 生徒指導課
1月	登下校指導 全校、学年集会 人権HR活動⑤ 人権教育映画鑑賞会 教育相談週間	全校生徒 全校生徒 生徒（3年） 全校生徒 全校生徒	生徒指導課 特別活動課・各学年団 人権教育課 人権教育課 保健厚生課
2月	全校集会 登下校指導 人権HR活動⑤、人権の日⑦ 校外清掃奉仕活動	全校生徒 全校生徒 生徒（1、2年） 有志生徒	特別活動課 生徒指導課 人権教育課 特別活動課
3月	登下校指導 人権教育職員研修会⑤ 取組総点検と評価・改善と次年度の計画	全校生徒 教職員 教職員（生徒指導課）	生徒指導課 人権教育課 生徒指導課